

第24回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年9月25日（金）午後5時00分～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 今後の対応について
- (2) その他

3 閉 会

第24回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年9月25日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山下 晃正
	副知事	古川 博規
	副知事	舟本 浩
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	野本 祐二
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長兼企画理事	鈴木 一弥
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警察本部長	上野 正史
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

にテ
よレ
るビ
参会
加議
シ
ス
テム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

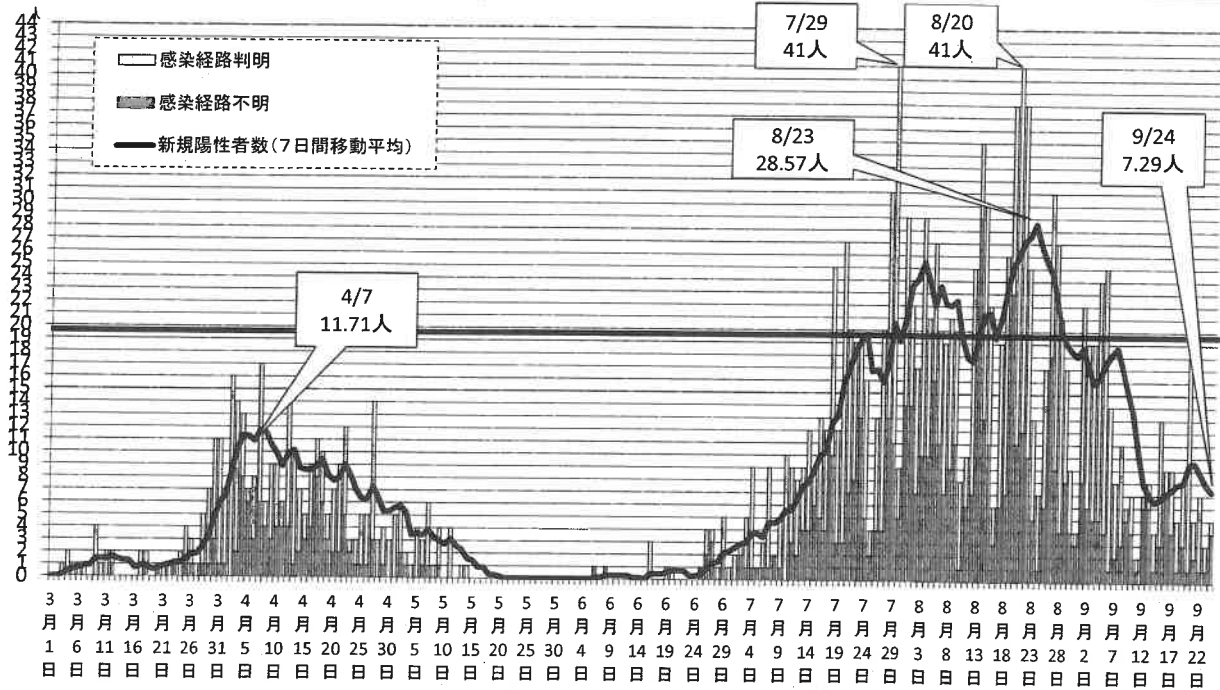
最近の感染状況について

京都府

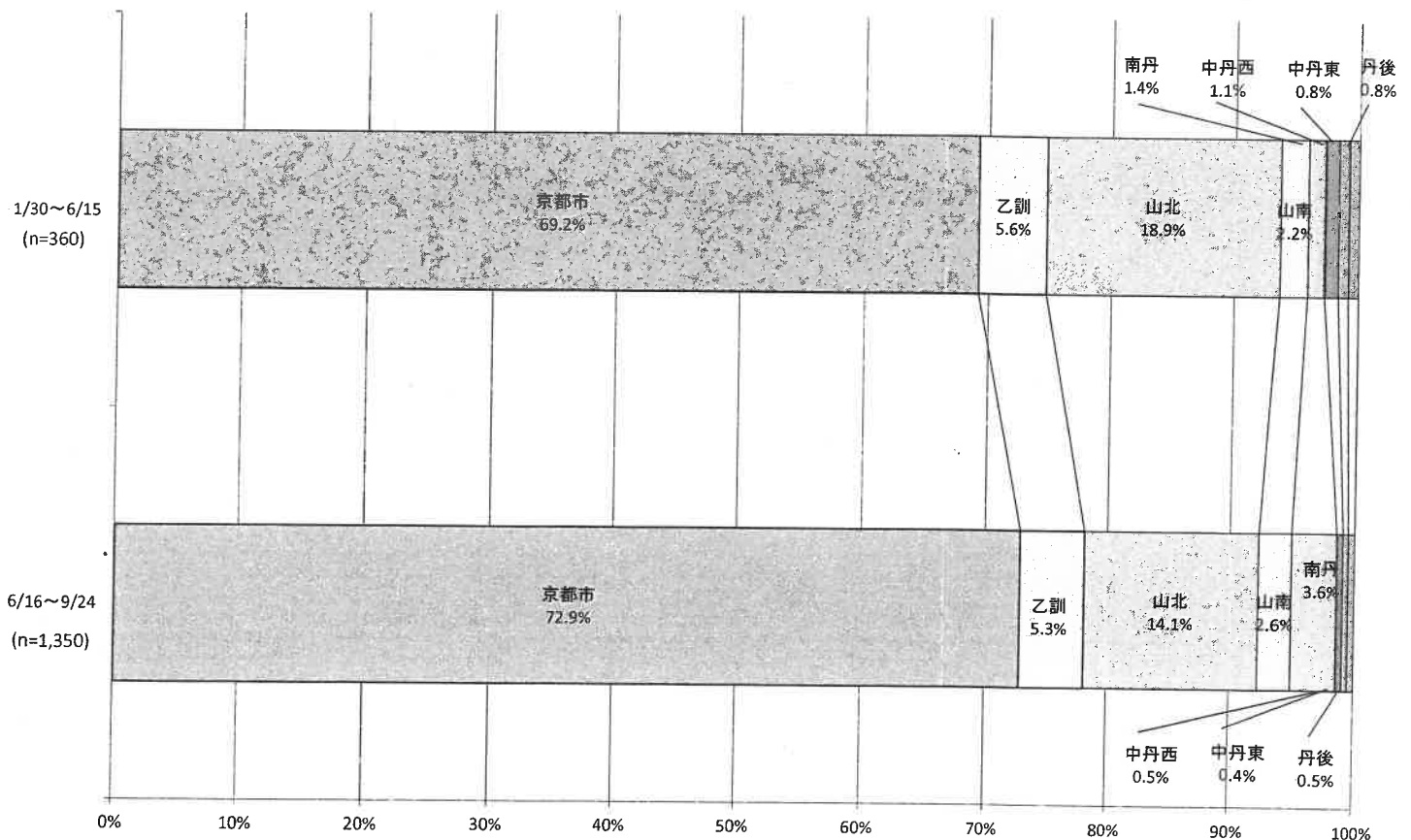
感染者の状況(1日当たりの患者発生数)

令和2年9月24日現在

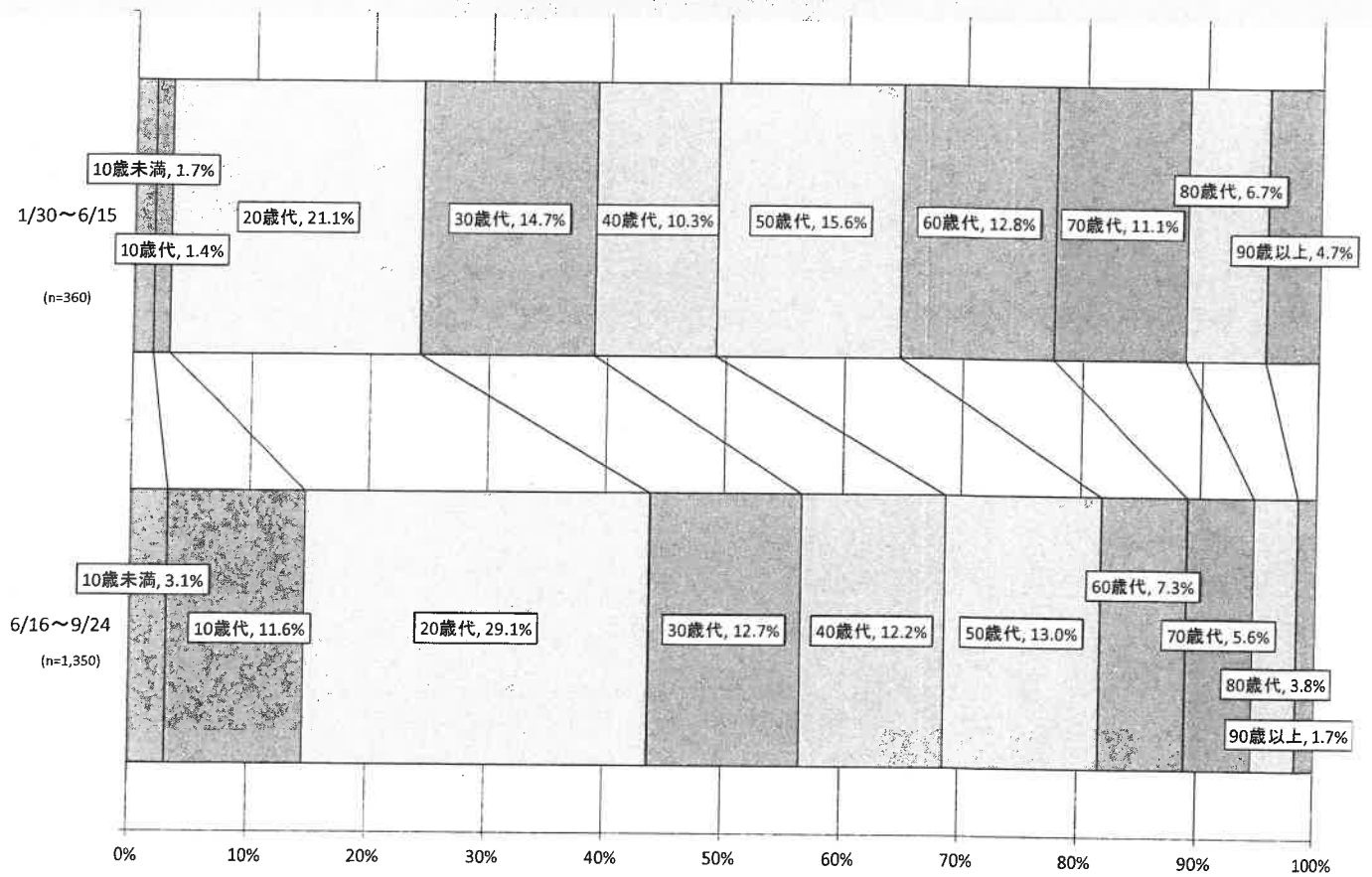
累積患者数						
	退院・勧告解除	入院中	宿泊施設	自宅療養	死亡	調整中
1,710	1,618	53	8	3	25	3



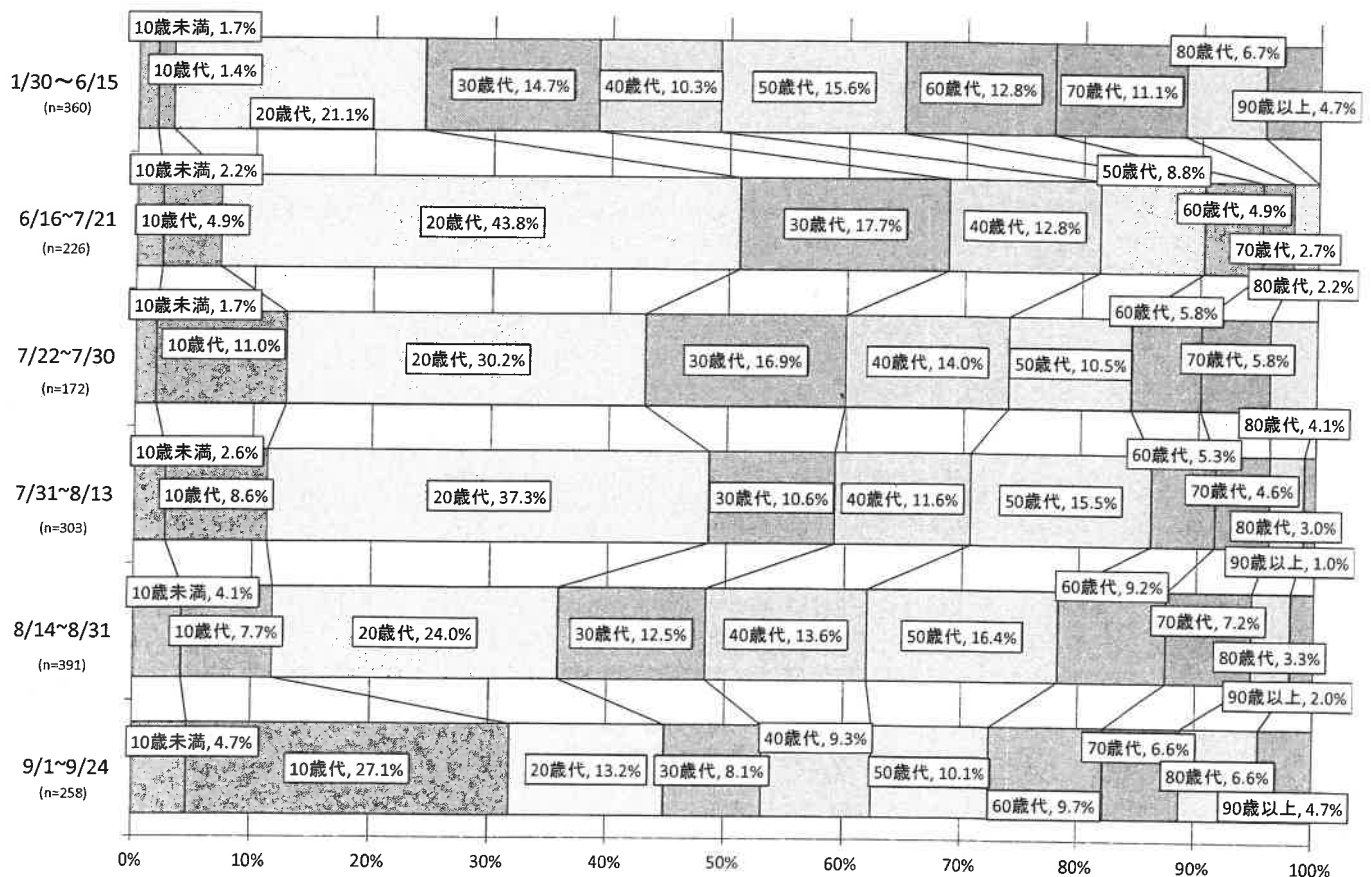
感染者の地域別割合



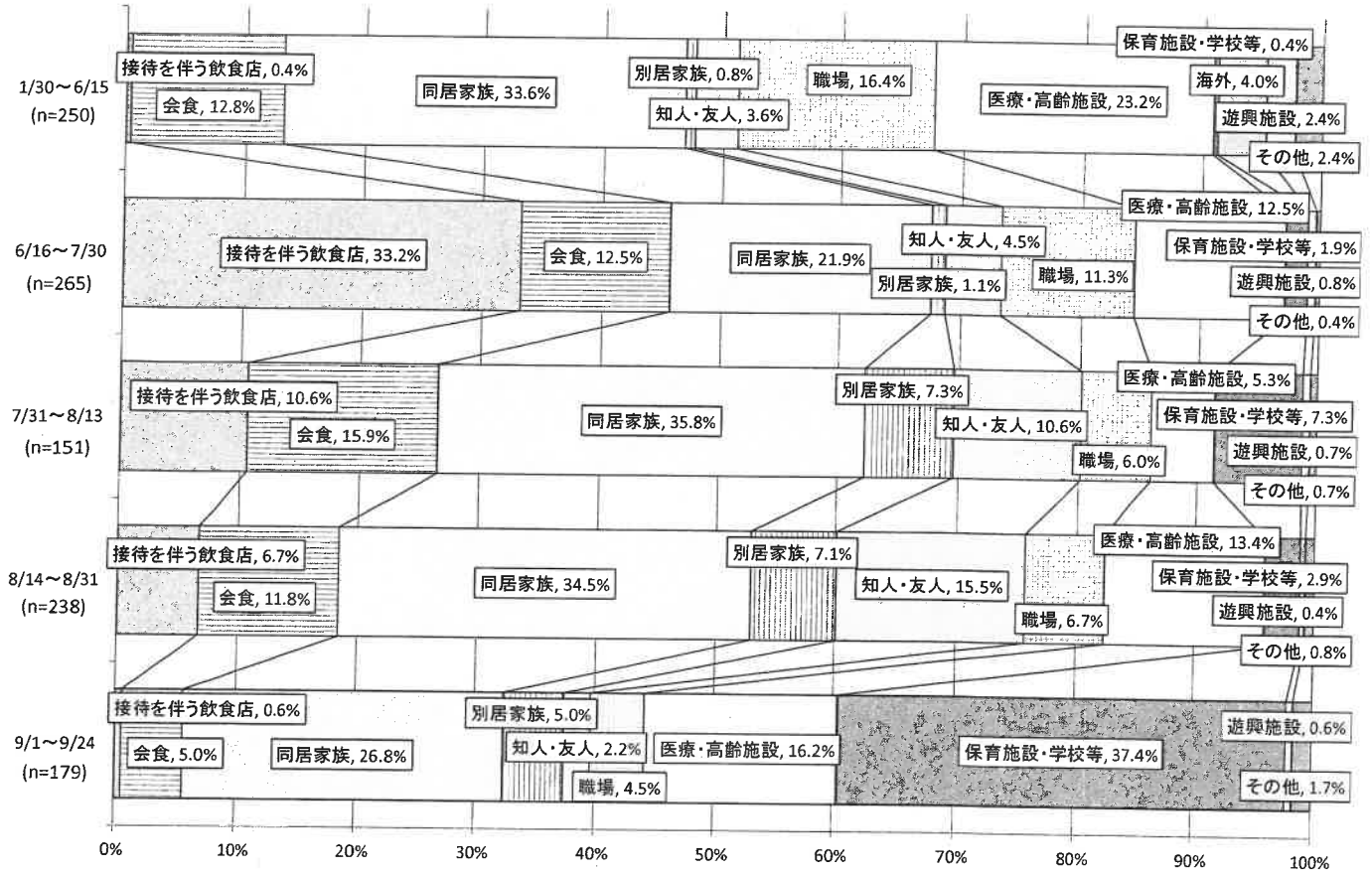
感染者の年代別割合



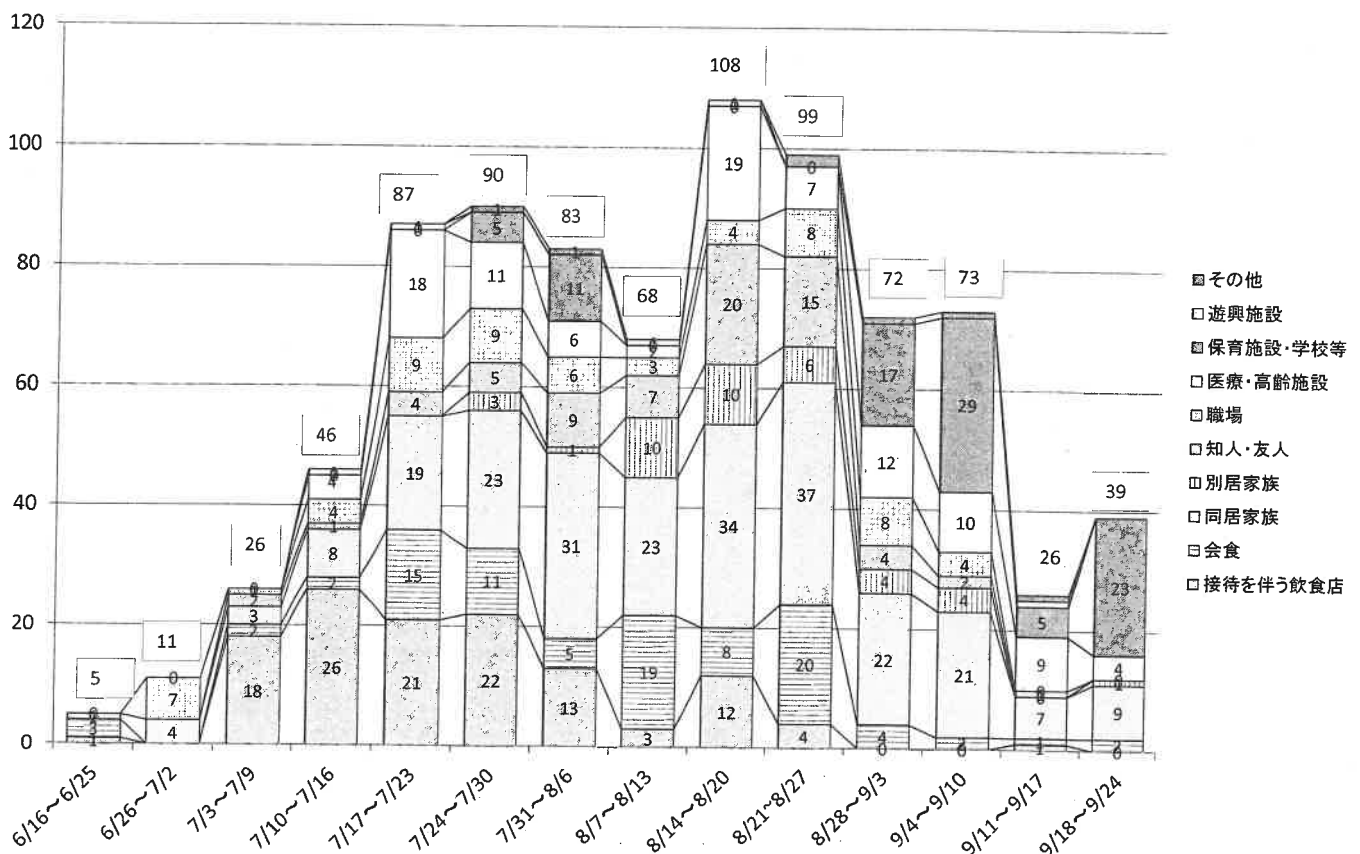
感染者の年代別割合（六期間別）



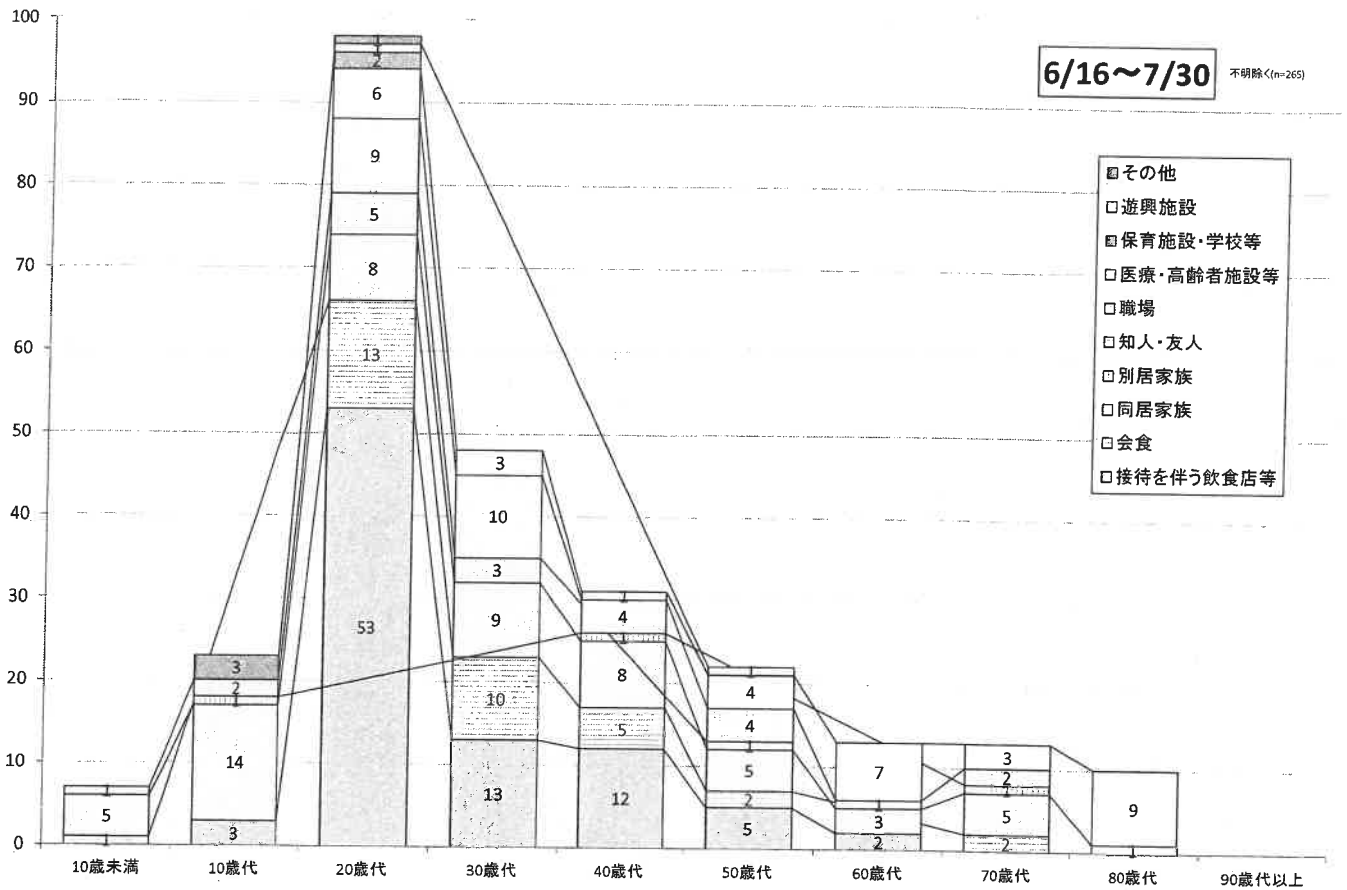
感染者の感染経路別割合(感染経路不明除く)



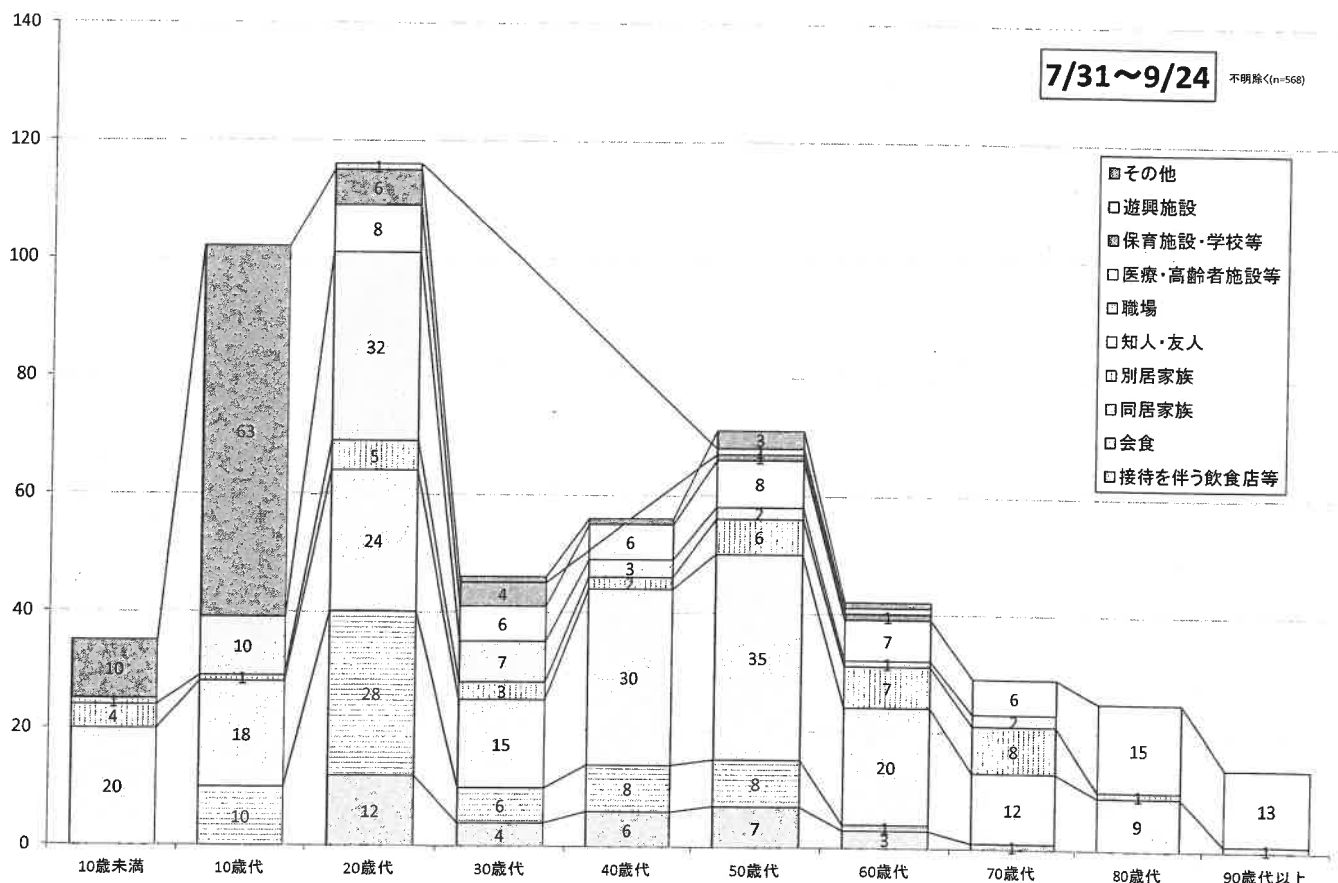
感染経路別陽性者数(1週間毎・感染経路不明除く)



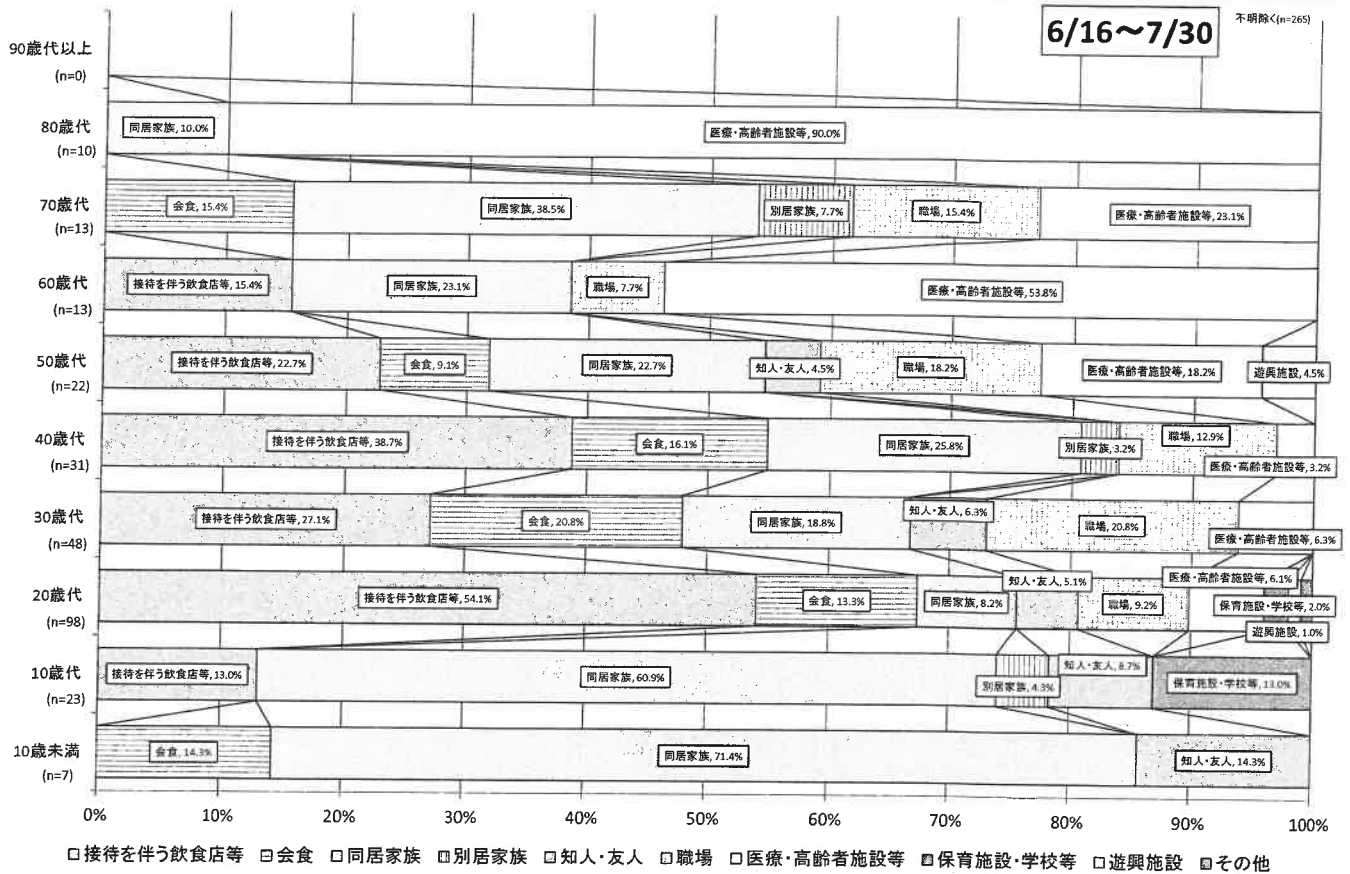
感染者の年代別×経路別 積上げ (6月16日～7月30日・不明除く)



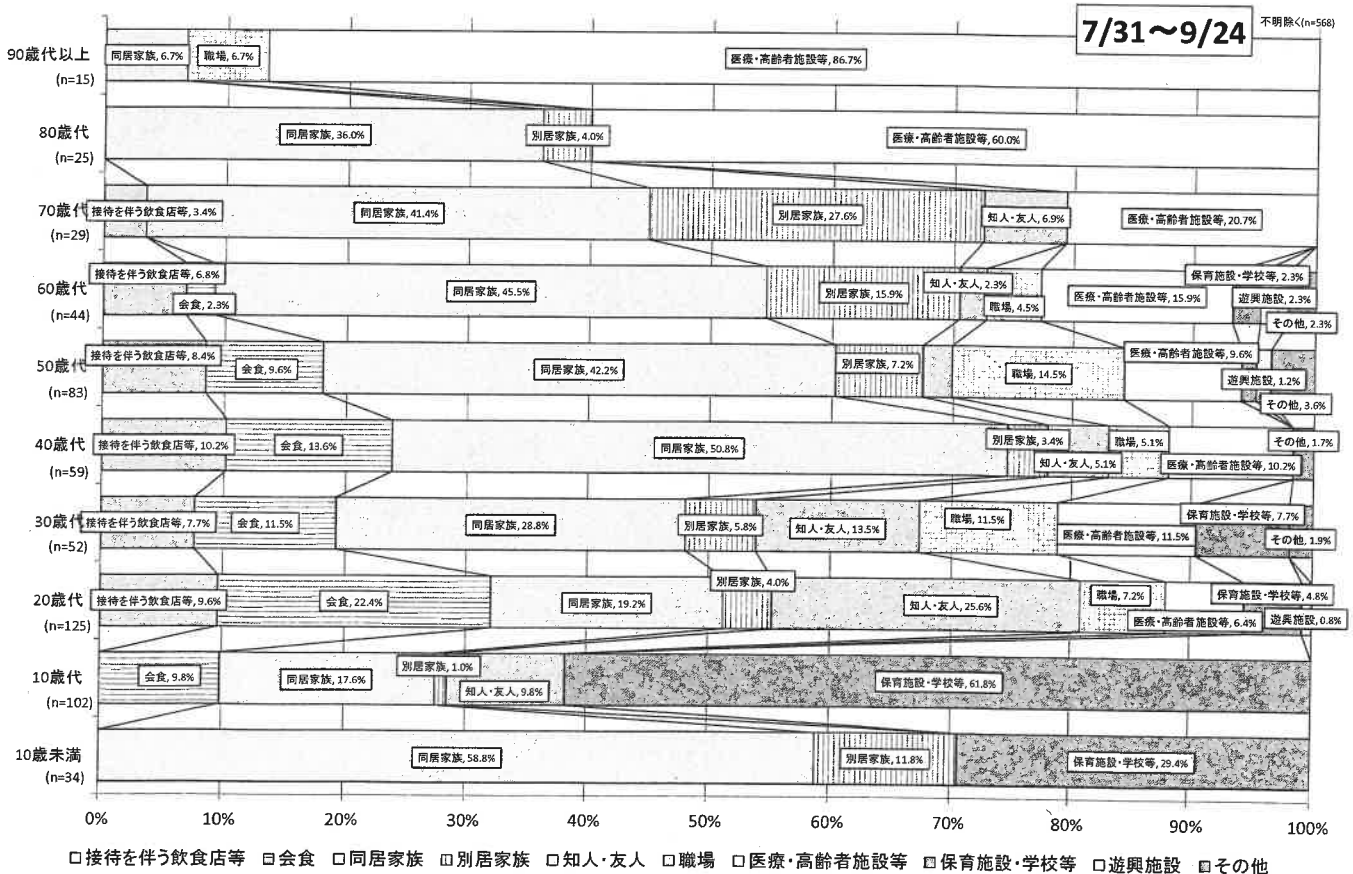
感染者の年代別×経路別 積上げ (7月31日～9月24日・不明除く)



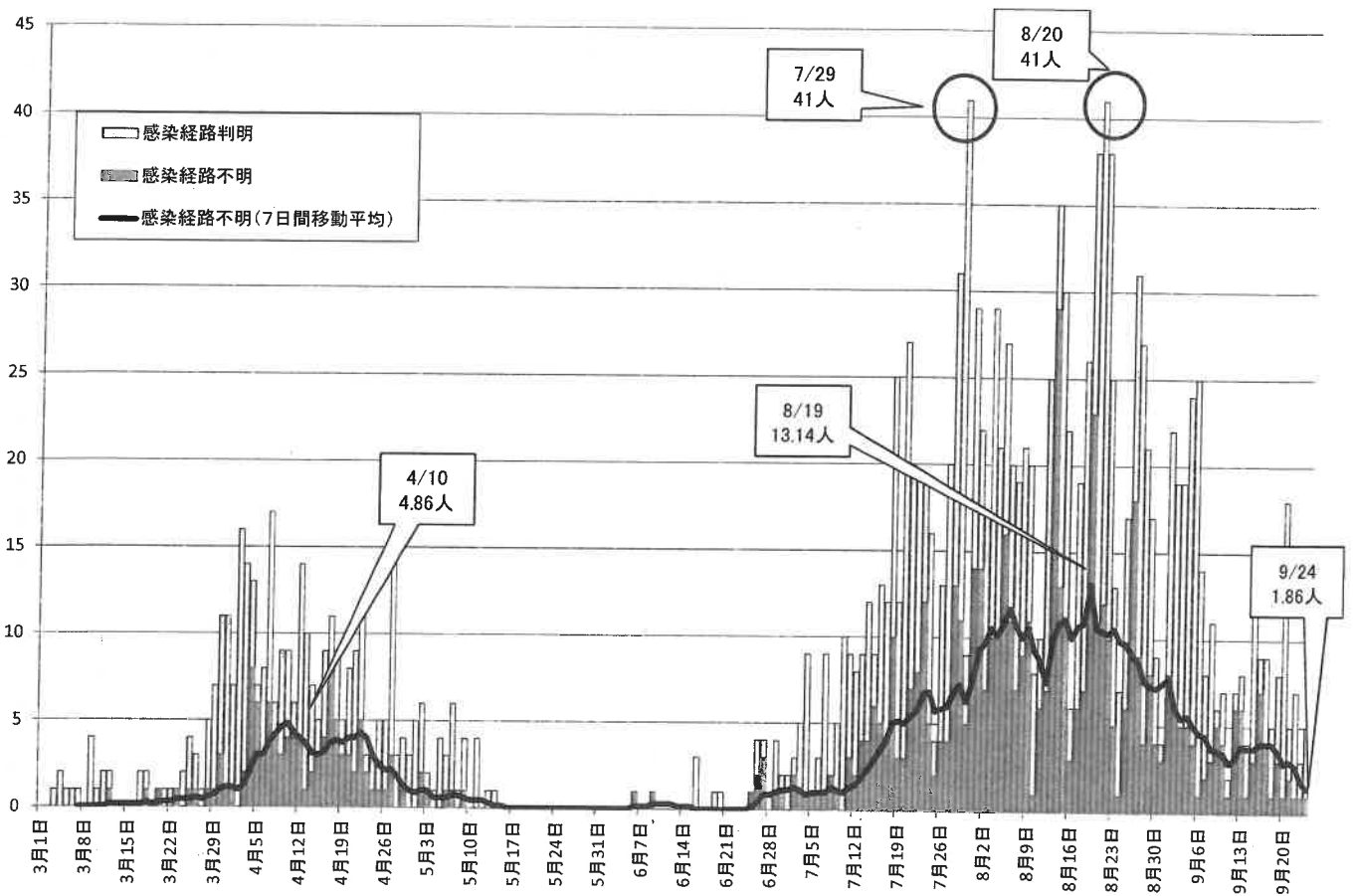
感染者の年代別×経路別 割合 (6月16日～7月30日・不明除く)



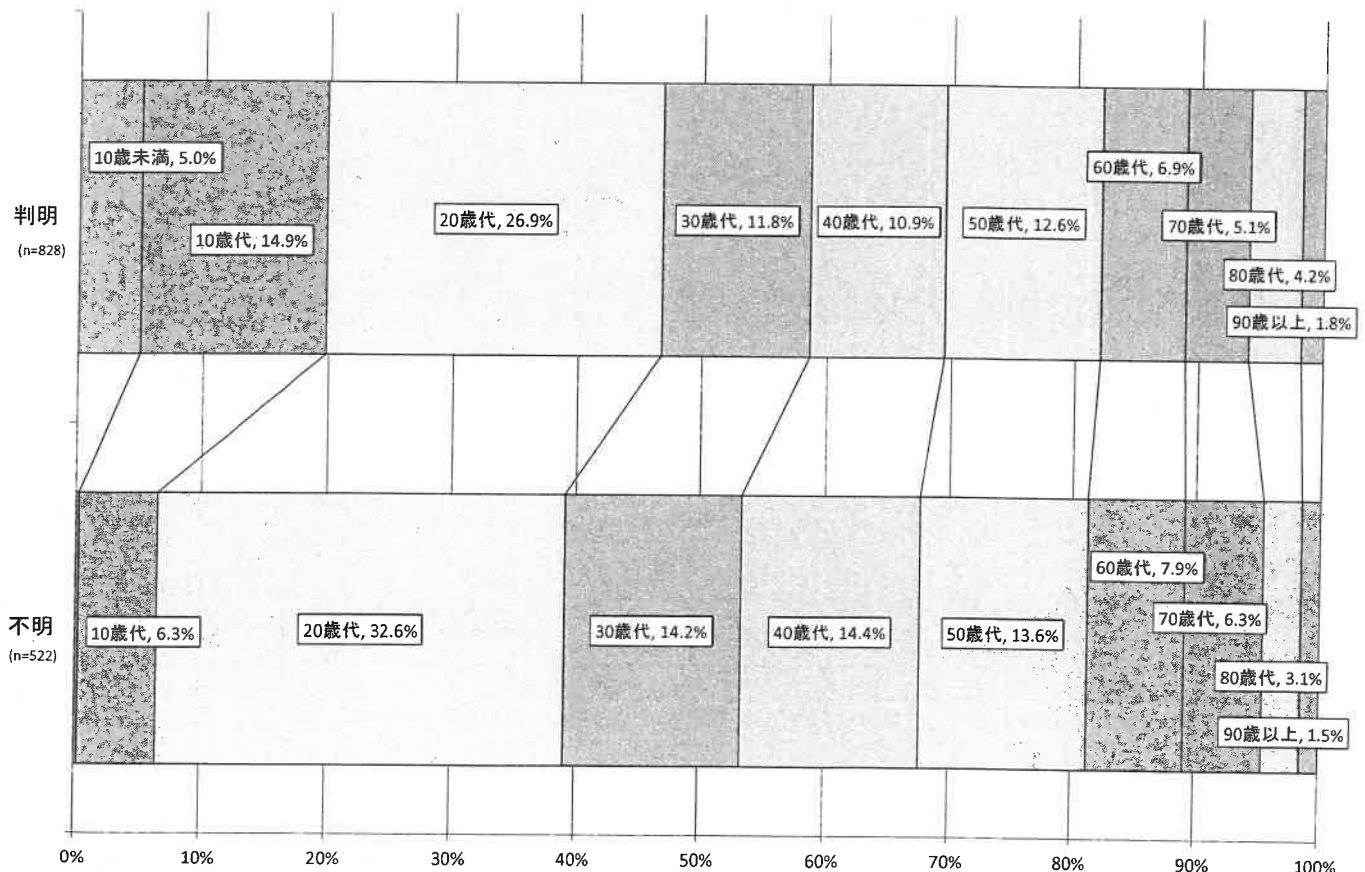
感染者の年代別×経路別 割合 (7月31日～9月24日・不明除く)



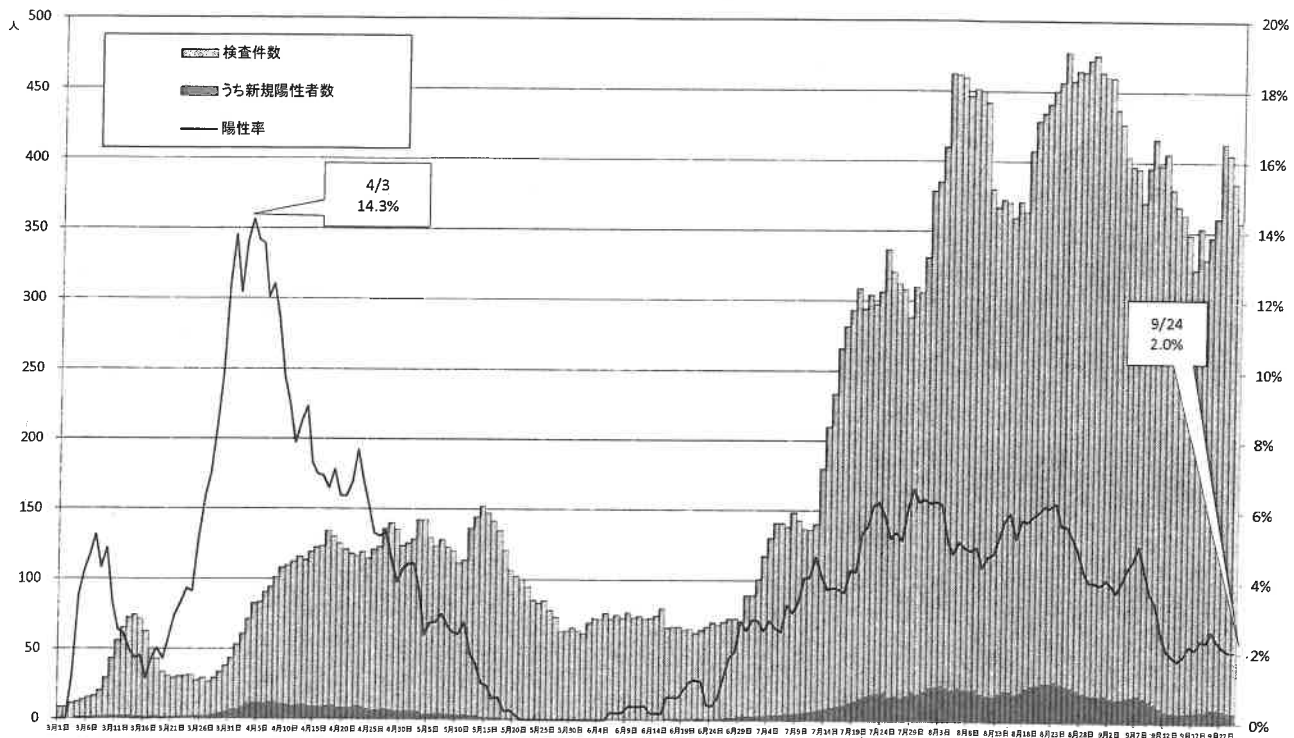
感染経路不明者の状況



感染者の年代別割合 (感染経路判明・不明別 6月16日以降)



PCR等検査数の推移(7日間移動平均)



集団感染の発生状況

8月以降の集団感染(5名以上)は12件

<8月>

- ① カラオケ(大学生6名)
- ② サービス付き高齢者向け住宅(職員2名、利用者6名)
- ③ 接待を伴う飲食店(従業員3名、利用客6名、家族4名)
- ④ 介護付有料老人ホーム(職員6名、利用者3名)
- ⑤ 認知症高齢者グループホーム(職員4名、利用者2名)
- ⑥ 会食(利用客9名)
- ⑦ 保育所(保育士2名、園児6名、家族1名)
- ⑧ 医療機関(看護師2名、入院患者6名)

<9月>

- ① 私立高校(生徒36名、家族13名)
- ② 認知症高齢者グループホーム(職員2名、利用者5名)
- ③ 通所介護事業所(職員2名、利用者9名、家族5名)
- ④ 公立中学校(教員4名、生徒20名、家族2名)

現状を踏まえた今後の対応(案)

WITHコロナ時代の新しいライフスタイルの定着を目指して

9月25日
京都府

現状と課題

特別警戒基準到達等を踏まえた対応

第22回（7/31）、第23回（9/1）本部会議決定

重点ターゲット

安心して飲食店
を利用するための
対策

大学生が安心して
学生生活を送
るための対策

重症化リスクの
ある方の感染を
防ぐための対策



医療検査体制の充実



現状分析

● 9月の感染状況傾向

- 8月29日から特別警戒基準を下回り、9月23日、24日の2日間、警戒基準を下回った。
- 中学校、高校、高齢者施設での集団感染事例が発生
- 新規感染における高齢者の割合が増加
- 他府県では、飲食機会に伴う感染が引き続き発生



今後の方向性

- 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人一人に新しいライフスタイルの実践を要請
- ターゲットを絞った対策の継続
 - ① 飲食店におけるガイドライン遵守、飲食機会における感染拡大防止、ステッカー・こころの普及等を推進
 - ② 後期授業が開始された大学生、部活動等集団活動を含めた中高生の感染防止対策の推進
 - ③ 重症化リスクがあり、集団感染リスクのある高齢者等へのきめ細かな感染防止対策の推進

1 WITHコロナ時代の新しいライフスタイル

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人一人に新しいライフスタイルの実践を要請

①感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を実践すること

②換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を避けること

③発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること

④店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示施設を利用し、「こころろ」等接触確認アプリを活用すること

⑤新型コロナは、誰もが感染しうる病気であり、感染者等に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないこと

2 安心して飲食店を利用するために

①飲食店等に対するガイドライン遵守の要請

- ・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底
- ・府警本部・保健所の立入調査等の機会を活用したガイドライン遵守啓発
- ・対策チームによるクラスター発生店舗、感染防止対策不備店舗等へのガイドライン徹底指導

②飲食機会における感染防止対策の要請

- ・ガイドラインを遵守していない店舗の利用を自粛すること
- ・大人数での大声の会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は、控えること

③接触確認アプリ等の普及推進

- ・「こころろ」等接触確認アプリの登録店舗、利用者の一層の拡大
- ・感染者と接触可能性がある「こころろ」等接触確認アプリ等利用者に対するPCR検査の実施

3 大学・中高生が安心して学生生活を送るために

①大学における感染防止対策の要請

- ・ 学生に対するメール等による一斉注意喚起の実施
- ・ 学内の感染拡大防止対策の徹底
- ・ 啓発動画等を活用した全学生を対象としたガイダンスの実施

②大学生活における感染防止対策の要請

- ・ 日常生活における感染防止のため、徹底して3密を避けること
- ・ 大学等における感染拡大予防のためのガイドライン等を遵守すること
- ・ 課外活動では、責任者を決め、活動マニュアルを遵守すること

③中学校、高校における感染防止対策の要請

- ・ 有識者メッセージ動画による中高生への新しい生活様式等の啓発
- ・ 部活動等、集団活動を含めた感染防止の注意喚起

④大学生等PCR検査ネットワークの構築

- ・ 医療機関・施設等で実習する大学生等を対象としたPCR検査実施
- ・ 大学保健センター等におけるPCR検査実施のための体制支援

4 重症化リスクのある方の感染を防ぐために

①高齢者施設等における面会の自粛要請

- ・ 医療機関、高齢者施設等への面会等を自粛すること

②高齢者施設等の職員に対する研修実施等

- ・ 感染症専門看護師の監修の下、食事介助、防護服の着脱等の研修動画(全9回)を作成し、感染防止対策研修を実施
- ・ 研修動画の内容に対応したチェックリストを配布し、点検を実施

③高齢者、基礎疾患のある方等への要請と配慮

- ・ 人混みや感染多発地域への外出は極力控えること
- ・ 高齢者等に会う際には、厳重に体調管理するとともに感染防止対策を徹底すること

④高齢者施設等におけるPCR検査の実施

- ・ 感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者等を対象としたPCR検査の実施

5 インフルエンザ流行に備えた医療検査体制等の方向性

国の方針等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行に備えた医療検査体制等の課題について検討を進める。

①相談・受診体制

- ・ 身近な医療機関において、相談・受診できる体制の整備

②検査体制

- ・ 検査可能な診療所・病院の拡充、抗原検査キットの活用

③入院措置見直しを踏まえた医療提供体制

- ・ 受診・検査や重症患者受入等、医療機関の役割の明確化
- ・ 施設・自宅療養の運用の見直し

④保健所体制

- ・ 積極的疫学調査や濃厚接触者への対応
- ・ 自宅療養者に対するフォローアップ体制

【参考】 医療検査提供体制の状況

<検査体制>

- 唾液検査のできる診療所
280箇所(8月末)⇒ 408箇所(9月末現在)
【目標:9月末 400箇所】
- 帰国者・接触者外来
46箇所(8月末)⇒ 52箇所(9月末現在)
【目標:9月末 50箇所】

<医療提供体制>

- 受入病床
515床(8月末)⇒ 530床(9月末現在)
(うち重症86床) (うち重症86床)
- 新型コロナウイルス感染症の疑いのある方が検査結果が出るまで入院できる「協力医療機関」
10病院 25床(9月末現在)
【目標:9月末 15病院 20床】

6 イベント開催時の感染拡大防止

①催物の開催制限

業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合には、国の示した目安等を踏まえ、9月19日以降、当面11月末までの規模要件等を以下の取扱とする（詳細は別紙）

時期	収容率		人数上限
当面11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限で どちらか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必要)
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超えることがある。

②催物の開催に関する留意事項

イベント主催者等に対し、「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」（別紙9）に基づき適切な感染防止策を実施すること

③府への事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること

（7月1日より京都府HP開設）

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内 屋外	50%以内 十分な間隔（※できれば2m）	5,000人 5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの 類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照 50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを上限（両方の条件を満たす必要）

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	音楽 ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	スポーツイベント サッカー、野球、大相撲 等
舞踊 バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	公営競技 競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	公演 キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブ ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会 各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む、以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
 - ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
 - ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
 - ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
- ※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

【別紙4】

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

- | | |
|----------------|---|
| ① マスク着用の担保 | ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布 |
| ② 大声を出さないことの担保 | ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
* 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |

(2) 基本的な感染防止等

- | | |
|-------------|---|
| ③ ①～②の奨励 | ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） |
| ④ 手洗 | ・ こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ 消毒 | ・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ 換気 | ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ 密集の回避 | ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 |
| ⑧ 飲食の制限 | ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 |
| ⑨ 参加者の制限 | ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 |
| ⑩ 参加者の把握 | ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 |
| ⑪ 催物前後の行動管理 | ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 |

(3) イベント開催の共通の前提

- | | |
|-----------------|---|
| ⑪ 入退場やエリア内の行動管理 | ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可 |
| ⑫ 地域の感染状況に応じた対応 | ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等		
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） - 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	
想定されるイベント及び収容率等	【100%以内】 大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等	【当面11月末まで50%（※）以内】 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内であることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

展示会・地域の行事等		全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者の把握が可能	- 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	- 展示会（人数等を管理できるイベント） - 地域の行事	全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	- 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 - それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

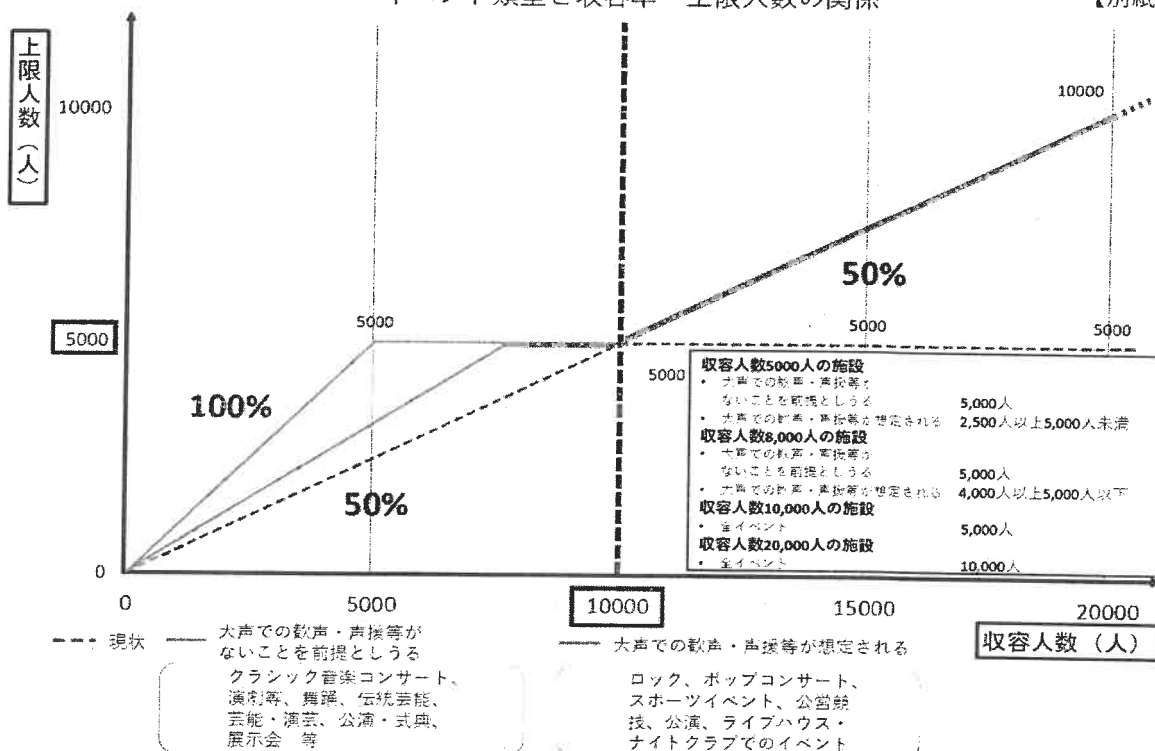
【別紙7】

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するのではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加するもの**と考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能になると考えられる**。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する**。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	- 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 - 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を求めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 - 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

【別紙8】



屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙 9】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

飛沫感染 ※5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

マイクロ飛沫感染 ※5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にも感染した事例が報告

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化